

岩手県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町油島字西風谷地	20番2	田	田	713	287
一関市花泉町涌津字亥年前	3番3	”	”	626	239
一関市花泉町涌津字外谷地	5番1	”	”	686	300
”	12番2	”	”	1,012	240
一関市花泉町涌津字浪打前	79番3	”	”	513	58
”	181番	”	”	630	69
”	189番4	”	”	501	167